

## 酒類の輸出免税等の手続について

近年、諸外国においては、日本の食文化が評価されており、その普及等が進むにつれて、日本産の酒類に対する関心が高まっていると言われています。

このような中、清酒やしそうちゅうなどの輸出を検討されている製造者の方々も多いと思われます。

このパンフレットは、これから清酒やしそうちゅうなどの酒類の輸出を始めようという製造者の方々を対象に、輸出に係る酒税の諸手続の概要を簡単にまとめたものです。

酒類製造者が、自ら輸出又は輸出業者を通じて輸出するために、酒類製造場から移出した酒類については、所定の手続により酒税が免除されます。

当該酒類に係る酒税が免除されるためには、所轄税務署に対し、次の要件を満たした酒税納税申告書の提出が必要です。

- ① 期限内申告であること
- ② 輸出(未納税移出)した酒類の税率適用区分、数量を記載すること
- ③ 輸出(未納税移出)した酒類の明細書を添付すること

なお、諸手続は、製造者が自ら輸出する場合と、輸出業者を通じて輸出する場合で異なりますので、御注意ください。

### 目次

1 製造者が自ら輸出する場合(通関業者に通関手続の代行を委託した場合を含みます)	1
2 輸出業者を通じて輸出する場合	3
3 様式	
別紙1 輸出申告書	4
別紙2 輸出申告書付表	5
別紙3 輸出免税酒類輸出明細書	7
別紙4 未納税移入申告書・未納税移入証明書・未納税移出通知書	9
別紙5 未納税移出酒類移入明細書	12

※ このパンフレットの内容についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署の酒税担当までお気軽にお問い合わせください。

なお、このパンフレットは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)で御覧いただけます。

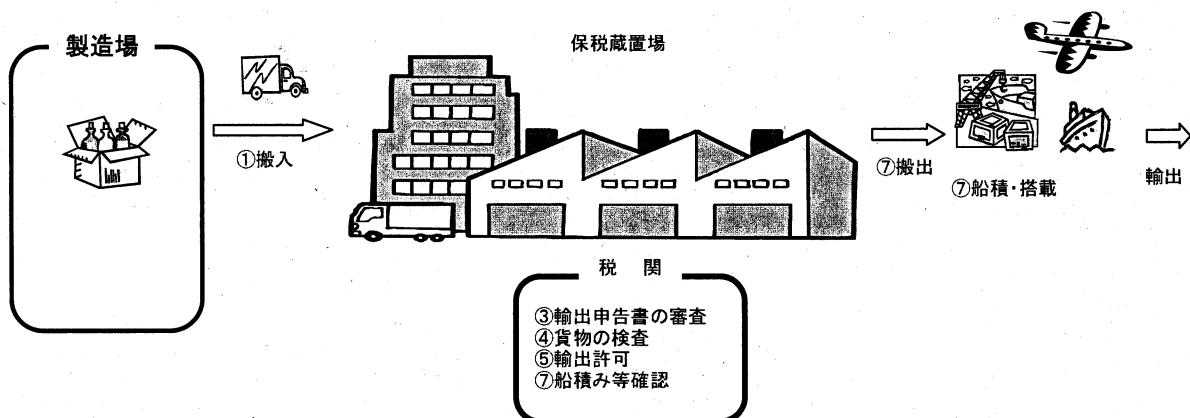
## 1 製造者が自ら輸出する場合

(通関業者に通関手続の代行を委託した場合を含みます)

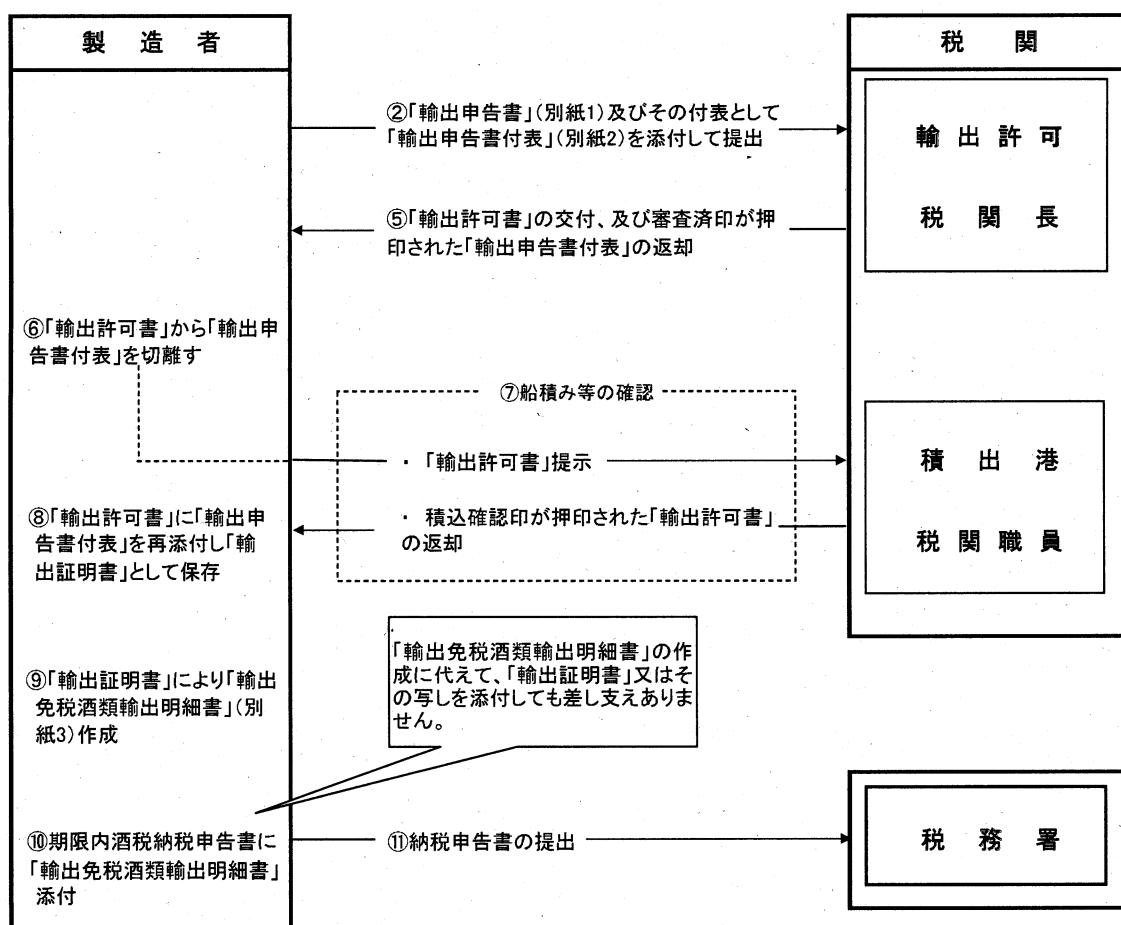
製造者が自己の製造した酒類を自ら輸出する場合の、輸出通関及び酒税の免税手続は次のとおりです(酒税法29条)。  
なお、これらの手続のうち、「輸出申告書」の作成等の通關手續については、通關業者にその代行を委託することもできます。

(注)番号は、手続等の順序を表しています。

### 【輸出する酒類の流れ】



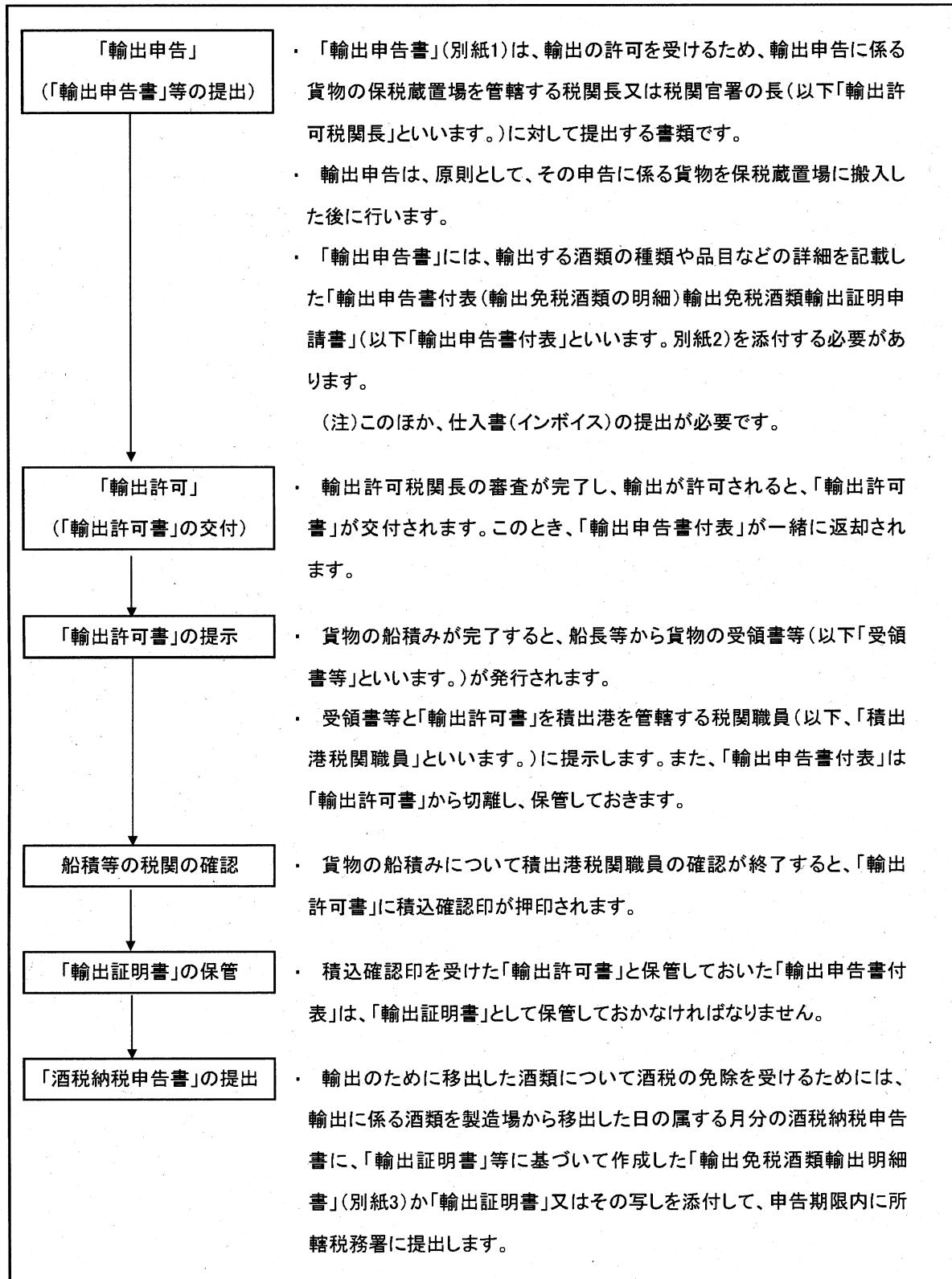
### 【書面手続】



注)次のような場合の手続きについては、最寄りの税務署の酒税担当にお尋ねください。

- i ) やむを得ない事情により、期限内に「輸出免税酒類輸出明細書」の提出ができない場合
- ii ) 保税蔵置場で酒類が破損失した場合
- iii ) 破損補填用の酒類をあらかじめ保税蔵置場に持ち込む場合

前ページの手続の詳細は次のとおりです。

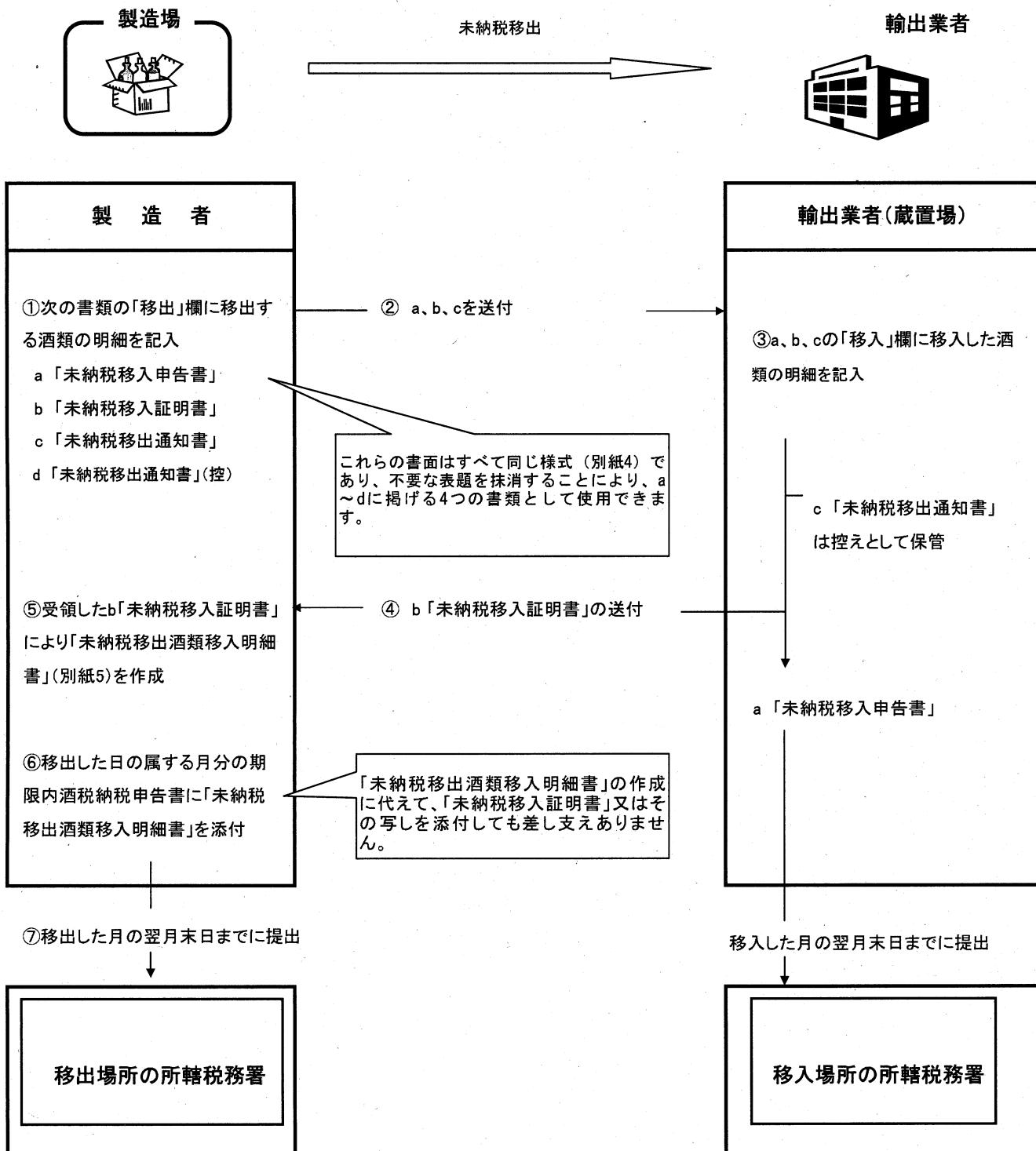


なお、通関手続に関して詳細をお知りになりたい方は、税関相談官又は税関窓口の職員に御相談ください。

【参考】税関ホームページ <http://www.customs.go.jp>

## 2 輸出業者を通じて輸出する場合

酒類製造者が輸出業者を通じて酒類を輸出する場合、例えば輸出業者の「輸出のための蔵置場」に酒類を未納税移出した場合の酒税の免税手続は次のとおりです(酒税法28条1項二号)。



注1) 酒類製造者が納品書等により輸出による未納税移出である旨を輸出業者に通知した場合には、輸出業者がa「未納税  
移入申告書」、b「未納税移入証明書」、c「未納税移出通知書」を複写で作成します。

このうち、b「未納税移入証明書」については、必ず輸出業者から交付を受けてください。

注2) やむをえない事情により、期限内に「未納税移出酒類移入明細書」の提出ができない場合の手続については、最寄  
の税務署の酒税担当にお尋ねください。

## 輸出申告書

あて先	長殿 申告年月日	申告番号
輸出者住所氏名印	積込港	積込港符号
代理人住所氏名印	積載船(機)名	船(機)籍符号
仕向人住所氏名	出港予定年月日	貿易形態別符号
	仕向地 (都市)	仕向国(地)符号
	置場所	輸出者符号
	本船扱 ふ中扱	※ (調査用符号)

品名	統計品目番号	単位	数量	申告価格(F.O.B.)	※ (調査欄)
(1)					
(2)					
(3)					

個数、記号、番号	「外国為替及び外國貿易法」及び 「輸出貿易管理令」関係 (該當) <input type="checkbox"/> (非該當) <input type="checkbox"/> 外國為替及び外國貿易 法 第48条第1項 に基づく輸出貿易管理 令第1条第1項別表第1の 項	申告書枚数	※許可印・許可年月日
	輸出貿易管理令 第2条第1項第 別表第2の 項	添付書類(輸出貿易管理令関係 を除く)。 仕入書 <input type="checkbox"/> 輸出取引承認書 <input type="checkbox"/> その他税法第70条関係 許可・承認書等 (法令名)	
	輸出貿易管理令 第1条第1項 別表第1の 項(号)		
	輸出許可証又は輸出承認証の番号	関税定率法、関税暫定措置法 第1条第1項第1号関係 <input type="checkbox"/>	
	保稅運送 区分 期 間	内国消費税 輸出免稅(還付金)関係 <input type="checkbox"/> ※承認 <input type="checkbox"/> 陸路、 年 月 日から 空路 日まで	
※ 税關記入欄	※受理	※審査	※積込年月日
1 検査場検査			
2 現場検査			
通關士記名押印			

(注) ※印の欄は記入しないで下さい。

「不服申立てについて」この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った  
日の翌日から起算して2月以内に税關長に対し異議申立てをすることができます。

(規格A4)

※ 記載方法については、税關相談官または税關窓口の職員にお尋ねください。

【参考】税關ホームページ <http://www.customs.go.jp>

CC1-5417

輸出申告書付表（輸出免税酒類の明細）  
輸出免税酒類輸出証明申請書

輸出申告番号									
輸出者	住所		〒一						
	氏名又は名称								
製造場の所在地及び名称									
酒類の品目別等	その他の区分	アルコール分別	容器の容量	容器の個数	数量	価額	移出年月日		
			ml		ml	円			
申請者等	申請先	税関長			申請年月日				
	仕向地				輸出年月日				
申請者等	住所						電話局番		
	氏名又は名称 及び代表者氏名								
税関審査印(輸出證明印)				参考事項					

1805

輸出申告書付表（輸出免税酒類の明細）

(CC1-5417) の記載要領

輸出免税酒類輸出証明申請書

1 輸出申告書付表として使用する場合には、次によってください。

- (1) 標題の「輸出免税酒類輸出証明申請書」を抹消し、輸出申告書の原本及び許可書用にそれぞれ添付してください。
  - (2) 「酒類の品目別等」欄には、酒税法第3条《その他の用語の定義》に規定する品目別の区分のほか、ウイスキー及びブランデーの原酒であるとき並びに連續式蒸留しょうちゅうと単式蒸留しようちゅうとの混和酒であるときは、それぞれの旨を記載してください。
  - (3) 「その他の区分」欄には、次の区分を記載してください。
    - イ 酒税法第3条第3号ハの規定に該当するものについては、発泡性を有する旨
    - ロ リキュールのうち、合成清酒の原料とするもので米（米を原料として製造した物品を含む。）を原料としたものについては、その旨
    - ハ 発泡酒については、酒税法第23条2項第1号、第2号及びそれ以外の別
    - ニ 雜酒のうち、その性状がみりんに類似するものについては、その旨
  - (4) 「移出年月日」欄には、製造者が酒類を輸出するために製造場又は蔵置場から保税地域に移出した年月日を記載してください。
  - (5) 「申請者等」欄は記載しないでください。
- 2 輸出証明申請書として使用する場合には、次によってください。
- (1) 標題の「輸出申告書付表（輸出免税酒類の明細）」を抹消し、「申請者等」欄も記載し押印の上、2通提出してください。
  - (2) 「輸出申告番号」欄は記載しないでください。
  - (3) 輸出酒類の明細等については、1の(2)、(3)及び(4)により記載してください。
- 3 ※印欄は記載しないでください。

CC1-5418

輸出免稅酒類輸出明細書

1805

(別紙3)

## 輸出免税酒類輸出明細書（CC1-5418）の記載要領

- 1 この様式を輸出酒類の明細として納税申告書に添付する場合は、税関長（沖縄地区税関長を含む。）から交付を受けた「輸出証明書」（「輸出免税酒類輸出証明申請書（CC1-5419）」で証明を受けたもの）に基づいて作成してください。  
なお、この様式に代えて輸出証明書又はその写しを納税申告書に添付しても差し支えありません。
- 2 「酒類の品目別等」欄には、酒税法第3条《その他の用語の定義》第7号から第23号に規定する品目別の区分のほか、ウイスキー及びブランデーの原酒であるとき並びに連續式蒸留しようちゅうと単式蒸留しようちゅうとの混和酒であるときは、それぞれその旨を記載してください。
- 3 「その他の区分」欄には、次の区分を記載してください。
  - (1) 酒税法第3条第3号ハの規定に該当するものについては、発泡性を有する旨
  - (2) リキュールのうち、合成清酒の原料とするもので米（米を原料として製造した物品を含む。）を原料としたものについては、その旨
  - (3) 発泡酒については、酒税法第23条第2項第1号、第2号及びそれ以外の別
  - (4) 雜酒のうち、その性状がみりんに類似するものについては、その旨
- 4 納税申告書の提出期限後にこの書類を提出する場合には、「参考事項」欄に提出者の住所及び氏名又は名称並びに月区分を記載してください。

移出通知  
未納税移入証明書  
移入申告

受取印

整理番号

平成 年 月 日	(住所) 〒 -				(電話)	
					局番	
	(氏名又は名称及び代表者氏名) (ふりがな)					
殿					印	
移出したので通知 下記のとおり未納税酒類を移入したことを証明します。 移入したので申告 記						
移出者の住所及び氏名又は名称						
移出製造場等の所在地及び名称						
移入者の住所及び氏名又は名称						
移入製造場等の所在地及び名称						
未納税移出承認年月日及び承認番号		平成 年 月 日 第 号				
移入の目的又は理由						
酒類	品目別等					摘要
	その他の区分					
	年月日					
	輸送容器の種類及び個数					
	数量	C m l	C m l	C m l	C m l	
	アルコール分又は平均アルコール分	度	度	度	度	
	比重又は平均比重					
※移出	年月日					
	輸送容器の種類及び個数					
	数量	C m l	C m l	C m l	C m l	
	アルコール分又は平均アルコール分	度	度	度	度	
	比重又は平均比重					
	年月日					
	輸送容器の種類及び個数					
(A4) 移入	数量	C m l	C m l	C m l	C m l	
	アルコール分又は平均アルコール分	度	度	度	度	
	比重又は平均比重					
	数量	m l	m l	m l	m l	
	アルコール分	度	度	度	度	
	※増減					

未納税移出通知・移入証明・移入申告書（CC1-5404）の記載要領

1 この様式は、未納税酒類の移出通知書、移入証明書及び移入申告書として用いてください。

なお、同一製造者の製造場等間の未納税移出入である場合の移入申告書として用いる場合は、「酒類」、「移出」、「移入」及び「増減」欄の記載に代えて1か月分の未納税移出入事績を「未納税移出酒類移入明細書（C C1-5407）」に記載し添付しても差し支えありません。

2 「あて先」欄の記載は次によってください。

(1) 未納税移出通知書……移入者の氏名又は名称を記載してください。

(2) 未納税移入証明書……移出者の氏名又は名称を記載してください。

(3) 未納税移入申告書……移入製造場等の所在地の所轄税務署長名を記載してください。

3 未納税酒類の移出者は、酒類を未納税で移出した日ごとに、未納税移出通知書、未納税移入証明書（用）、未納税移入申告書（用）及び控えの4通を複写により※印欄以外の各欄に所定事項を記載し、控えを除いた3通を未納税酒類の移入者に送付してください。

4 未納税酒類の移入者は、3により送付を受けた書類3通を複写により、※印の各欄に所定事項を記載し、次により処理してください。

(1) 未納税移入証明書は、移入の都度直ちに未納税酒類の移出者に送付してください。

(2) 未納税移入申告書は、移入した月の翌月末日までに移入製造場等の所轄税務署長に提出してください。

(3) 未納税移出通知書は、移入者の控えとしてください。

5 「酒類」の「品目別等」欄には、酒税法第3条《その他の用語の定義》第7号から第23号に規定する品目別の区分のほか、ウイスキー及びブランデーの原酒であるとき並びに連続式蒸留しょうりゅうと単式蒸留しうちゅうとの混和酒であるときは、それぞれその旨を記載してください。

6 「酒類」の「その他の区分」欄には、次の区分を記載してください。

(1) 酒税法第3条第3号ハの規定に該当するものについては、発泡性を有する旨

(2) リキュールのうち、合成清酒の原料とするもので米（米を原料として製造した物品を含む。）を原料としたものについては、その旨

(3) 発泡酒については、酒税法第23条第2項第1号、第2号及びそれ以外の別

(4) 雜酒のうち、その性状がみりんに類似するものについては、その旨

7 「移出」欄には、酒類の品目別等、その他の区分の別、容器の容量の別（タンクローリー及びタンカーについては1容器ごと）、アルコール分別に記載してください。

なお、酒類の製造場又は蔵置場から同一の移入製造場等に同一日に酒類の品目が同一であるものを2個以上の輸送容器により移出する場合又は製造場等に同一の移出製造場等から同一日に酒類の品目が同一であるものを2個以上の輸送容器により移入する場合は、その合計数量について記載し、「アルコール分」及び「比重」欄には合計数量の平均のアルコール分及び日本酒度（清酒及び合成清酒に限る。）を記載しても差し支えありません。

8 「移出」欄の各欄には、次により記載してください。

(1) 「輸送容器の種類及び個数」欄には、移出のための輸送容器の種類及び詰口量を、例えば、「200L詰ドラム缶10本」、「タンクローリー3台」等と記載してください。

(2) 「数量」欄には、移出酒類が、例えば原料用アルコール等アルコール分が45度を超える酒類である場合で、容量詰により移出しようとするときは温度15°Cに換算した数量を記載し、「C15」と併記してください。

また、アルコール分が45度以下の酒類で、温度15°Cのときの数量に換算しない数量を記載するときは、その

数量を測定したときの品温を併記してください。ただし、一定容量で詰口されている瓶詰又は缶詰の酒類については品温を併記する必要はありません。

(3) 「比重又は平均比重」欄には、清酒及び合成清酒については日本酒度を、みりん、果実酒、スピリッツ及びリキュール及び雑酒（酒税法第23条第5項第2号）については重ボーメ度又は比重を記載してください。

9 「移入」欄には、「移出」欄に記載された移出事績に対応する事績を記載してください。

10 アルコール分、日本酒度及び重ボーメ度は、度位未満第2位以下の端数を切り捨てて第1位まで、比重は、少數点第4位以下の端数を切り捨てて第3位まで記載してください。

11 「摘要」欄には、当該未納税で移出又は移入したときの数量の測定方法の別（例えば「重量詰」又は「容量詰」）を記載してください。

12 不要な文字は抹消してください。

13 「整理番号」欄は記載しないでください。

CC1-5407

## 未 納 稅 移 出 酒 類 移 入 明 細 書

1805

(別紙5)

## 未納税移出酒類移入明細書（CC1-5407）の記載要領

- 1 この様式を未納税移入の明細を記載した書類として納税申告書に添付する場合は、「未納税移入証明書（CC1-5404）」又は未納税移入事績を記載した帳簿に基づいて作成してください。
- 2 「酒類」の「品目別等」欄には、酒税法第3条《その他の用語の定義》に規定する品目別の区分のほか、ウイスキー及びブランデーの原酒であるとき並びに連続式蒸留しょうちゅうと単式蒸留しょうちゅうとの混和酒であるときは、それぞれその旨を記載してください。
- 3 「酒類」の「その他の区分」欄には、次の区分を記載してください。
  - (1) 酒税法第3条第3号ハの規定に該当するものについては、発泡性を有する旨
  - (2) リキュールのうち、合成清酒の原料とするもので米（米を原料として製造した物品を含む。）を原料としたものについては、その旨
  - (3) 発泡酒については、酒税法第23条第2項第1号、第2号及びそれ以外の別
  - (4) 雜酒のうち、その性状がみりんに類似するものについては、その旨
- 4 「移出」欄には、酒類の品目別、その他の区分の別、容器の容量の別（タンクローリー及びタンカーについては1容器ごと）及びアルコール分別に記載してください。

なお、酒類の製造場又は蔵置場から同一の移入製造場等に同一日に酒類の品目が同一であるものを2個以上の輸送容器により移出する場合又は製造場等に同一の移出製造場等から同一日に酒類の品目が同一であるものを2個以上の輸送容器により移入する場合は、その合計数量について記載し、「アルコール分」及び「比重」欄には合計数量の平均のアルコール分及び日本酒度（清酒及び合成清酒に限る。）を記載しても差し支えありません。
- 5 「移出」欄の各欄には、次により記載してください。
  - (1) 「容器区分」欄には、移出のための輸送容器の種類及び詰口量を、例えば「2001詰ドラム缶」、「181詰つば」等と記載してください。
  - (2) 「数量」欄には、移出酒類が原料用アルコール等アルコール分が45度を超える酒類である場合で、容量詰により移出しようとするときは温度15℃に換算した数量を記載し、「C15」と併記してください。

また、アルコール分が45度以下の酒類で、温度15℃のときの数量に換算しない数量を記載するときは、その数量を測定したときの品温を併記してください。ただし、一定容量で詰口されている瓶詰又は缶詰の酒類については品温を併記する必要はありません。

（注）「移入」欄の数量についても同様に記載してください。

  - (3) 「比重」欄には、清酒及び合成清酒については日本酒度を、みりん、果実酒、スピリッツ、リキュール及び雑酒（酒税法第23条第5項第2号に該当するものに限る。）については重ボーム度又は比重を記載してください。
- 6 「移入」欄には、「移出」欄に記載された移出事績に対応する事績を記載し、「移入」の「比重」欄には、5の③により記載してください。

なお、同一製造者の製造場等間における未納税移出入の場合で、移出製造場等が同一税務署管内に2以上あり、当該製造場等から移出された酒類を移入する製造場等が1場で、それぞれの移出製造場等から移出する酒類の品目別が同一であって、それぞれの製造場等から移出する酒類を同一の輸送容器に混和して移出し、移入製造場等においては同一の受入容器に同時に又は連続して受入れる場合には、移出数量の合計と移入数量の合計との関連から、当該移出製造場等の移出に対応する数量を算出して記載してください。

- 7 アルコール分、日本酒度及び重ボーム度は、度位未満第2位以下の端数を切り捨てて第1位まで、比重は、小数点第4位以下の端数を切り捨てて第3位まで記載してください。
- 8 「摘要」欄には、当該未納税で移出又は移入したときの数量の測定方法の別（例えば「重量詰」又は「容量詰」）を記載してください。

自宅やオフィスからインターネットを利用して申告や納税が簡単にできます。

御利用方法等の詳細についてはe-Taxホームページを御覧ください。

e-Taxホームページ

URL <http://www.e-tax.nta.go.jp>

この社会あなたの税が生きている 国税庁 